

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	355	航空機製造に係る輸入品の関税のフリーゾーン化	国際戦略総合特別区域の指定区域内において、「特定国際戦略事業」として法人が航空機の製造に関する事業を行うために輸入した航空機部品を加工・製造し、完成した製品を外国に輸出する場合、関税や消費税を賦課しない。 また、各指定区域の間あるいは指定区域から加工外注を依頼する協力企業の間は外国貨物のままで輸送できることとする。 さらに、開発・試験用に用いる部品等に関しては、完成した製品の輸出の有無に関わらず、関税を免除する。 なお、当措置を講じるに当たり、許可手数料等を徴収することはしないこととし、手続面でのできる限りの簡素化を図る。	航空機製造に係る輸入品の関税のフリーゾーン化	財務省 関税局 業務課	関税暫定措置法第4条等	F	平成24年度の早期	・航空機部品等の免税制度(関税暫定措置法第4条)は、本来は国内産業保護の観点から有税とされている品目について、産業政策上の必要性に鑑み、用途を限定して関税を免除しているもの。また、対象となるものは外見では他の用途のものとの区別がつかない汎用品であるため、用途を確認するための手続が必要である。 ・本制度の対象となる部品や素材は、関税分類上、多岐にわたる上に、加除がありえることから、そのすべてを網羅的に掲げることが困難であり、また、法律で固定化することは合理的でないため、現行の規定ぶりとなっているもの。仮に提案内容①及び②(案の1)のように、関税を無税とするように規定したとしても、用途確認の手続が必要であることに変わりはない。 ・提案内容は、「免税範囲の拡充」(開発・試験用の免税対象への追加及び国産困難要件の緩和)という規制に関する提案(提案内容②(案の3)及び④)と、「現行免税手続の簡素化」という規制に関する提案(提案内容②(案の2・案の3)及び③)とに整理できるが、両者は、検討のプロセス・時期が自ずと異なるので、分けて検討すべきである。 ・現行免税手続の簡素化については①輸入時の提出書類の簡素化と②輸入後の免税物品に係る帳簿管理の廃止等(輸入者の自主管理化)に大別される。これらの要望について、適正かつ公平な関税の徴収が確保できることを前提に、簡素化が可能かどうか検討することとしたい。		d	これまでの提案内容を変更するものではないが、これまでの実務者打合せにおける財務省等のご見解を踏まえ、当面の協議を円滑に進めるため、協議事項を「現行免税手続の簡素化」(規制の特例措置)と「免税範囲の拡充」(税制上の支援措置)に関する提案に分けて整理した上で、検討をお願いすることとしたい。 このうち、「現行免税手続の簡素化」については、既に提出している①現行の免税申請手続に代わる簡易な仕組みの構築または②「国産困難等の確認申請書」の作成免除などによる免税手続の簡素化、③免税輸入品に係る帳簿の備付け・使用状況管理に係る事務手続の簡素化などの実現を図っていきたいと考えており、財務省ご指摘の「適正かつ公平な関税の徴収」を確保できることを前提に、こういった簡素化の措置が可能となるか等について、「国際戦略総合特区」との性格も踏まえつつ、引き続き、協議をお願いしたい。	提案内容のうち、「現行免税手続の簡素化」(規制の特例措置)に関し、引き続き実現に向けた協議等を行う。	II	
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	356	航空機関係の輸出規制の緩和	設計・製造能力を有するカスタマーへの貨物輸出やサプライヤーへの返品、及びこれらに関連する技術提供について大幅な輸出規制の緩和を行う。 ボーイング787について、例えば、特定の仕向先に対してのみ、ボーイング787用であるかどうかの該非判定手続の簡素化及び輸出許可・役務取引許可不要の特例を設ける。	航空機関係の輸出規制の緩和	経済産業省 安全保障貿易管理課	外国為替及び外国貿易法 ・第25条(役務取引等) ・第25条の2(制裁等) ・第48条(輸出の許可等) ・第53条(制裁) 輸出貿易管理令 ・第1条(輸出の許可) ・別表第一 外国為替令 ・第17条(役務取引の許可等) ・別表	D	-	-	自治体による提案は、企業の該非判定手続の簡素化及び輸出許可・役務取引許可不要の特例措置を希望するものであった。他方、輸出者が遵守すべき「輸出者等遵守基準を定める省令」では、社内に「該非確認責任者」をおくこと、及び「該非確認にかかると手続を定めること」のみを規定しており、各企業における具体的な該非判定手続については定めていない。 2回の実務者会合を経て、当該提案は社内審査手続の運用改善や今後導入が決まっている包括制度等で、十分に対応可能であることが判明した。 会合では当局より、個別の許可申請が不要となる特例措置として、該非が確定しなくても返送ができる包括許可制度や、4月公布予定のホワイト国限定の包括許可制度を提案した他、4月より拡充予定の事前相談制度を紹介したところ、社内審査手続の簡素化については、当該制度を利用することで対応可能であることが確認できた。		d	企業内審査手続の運用や新たな包括制度により対応可能のご意見を経済産業省からいただいている。関係企業において再検討したところ、企業内審査の多くを占める該非判定の簡素化の効果は限定的と考えている。 安全保障上、リスト規制品目が許可なく輸出されることの懸念については理解しており、法目的を損なわず手続を簡素できる方法について引き続き検討をお願いしたい。 具体的には、特定の機種、特定の仕向国については、リスト品の該当、非該当にかかわらず、一括して許可申請ができるようなキャッチオール規制の手続きの例によるなど、省力化・簡素化できる方策について、引き続き、検討をお願いしたい。 (なお、新制度を含めた申請手続については、具体的な助言等をいただき、再度、企業内審査等の効率化についても並行して検討することとしたい。)	経済産業省が7月施行予定の包括制度等により、提案の実現ができるか、引き続き協議等を行う。	II
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	359	工場立地法における重複緑地の算入率拡大及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃	重複緑地については、緑地面積に全面算入するとともに、壁面緑化についても、緑化した部分すべてを緑地面積として算定可能とする。	工場立地法における重複緑地の算入率拡大及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃	経済産業省 地域経済G 立地環境整備課	工場立地法第4条 工場立地に関する準則第2条 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準 (平成10年1月12日 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号)	D	-	-	自治体が提案する重複緑地の算入率拡大については、総合特区においては、指定地方公共団体が特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特区計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、認定を受けた指定地方公共団体(市町村に限る)は、条例で現行制度のもとで定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができることとしている。 このため、同意の条件である最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われる見込まれる国際戦略総合特区計画の中に重複緑地の参入率についても盛り込むことにより重複緑地について条例で自由に定めることが可能である。		a		I	
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	359	工場立地法における重複緑地の算入率拡大及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃	重複緑地については、緑地面積に全面算入するとともに、壁面緑化についても、緑化した部分すべてを緑地面積として算定可能とする。	工場立地法における重複緑地の算入率拡大及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃	経済産業省 地域経済G 立地環境整備課	工場立地法第4条 工場立地法運用例規集1-4-4-8	D	-	-	このたびの総合特区の指定を機に、自治体が個別に規則を策定し、別途壁面緑地の面積算定方法を決定するのであれば、ご提案事項は実施可能である。		a	「規則」には、「要綱等の規範」も含むと解釈してよいか、ご教示いただきたい。	本提案は、「I: 実現が可能となったもの」として整理するが、経済産業省は、提案者の確認事項について、書面等により回答すること。	I
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	360	既存工場増築に関わる建築規制の緩和	増築を予定している工場に係る個別具体的なケースにおいて、建物の安全性の確保が立証できた場合には、左記措置を適用しない。	既存工場増築に関わる建築規制の緩和	国土交通省 住宅局 建築指導課	建築基準法第86条の7	A-2	可能な限り早期に措置	平成24年度において、施行令の改正に向け、基準原案策定、法制局説明、パブリックコメント等を実施。	増築部分が現行基準に適合し、既存部分が新耐震基準に適合する場合には、既存不適格建築物のまま増築可能な部分の既存部分に対する比率の上限である1/2を超えて増築可能となるよう規定を見直す方向で検討する。		b	国において予定されている施行令の改正により、当総合特区内の企業が構想している工場の増改築について具体的な検討が早期にできるよう、現段階で、今年度中に予定されている施行令の改正に係る「1/2を超えて増築可能となる」ような規定の内容についての方向性(1/2要件が撤廃されるのか、緩和されるのか等)あるいはそのイメージをご教示いただきたい。	国土交通省において、改正予定内容を可能な限り早期に明確化した上で提案者に説明を行うこと。また、可能な限り早期に措置を講じること。	I

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施。C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	355	航空機製造に係る輸入品の関税のフリーゾーン化		A-2	①: 平成24年6月末までに通達を改正し、同年7月実施予定 ②: 平成24年7月より運用予定	<p>①自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、当該帳簿は免税輸入された貨物が特定用途に供されたことを確認するために必要であることから、これを廃止することは困難であるが、関税暫定措置法基本通達に定める様式(P-1000)に拘らず、関税暫定措置法施行令で求められている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする(本年6月末までに関税暫定措置法基本通達を改正し、本年7月実施予定)。</p> <p>②また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする(①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う)。</p> <p>上記①②の措置については、航空機製造業の重要性に鑑みた本免税制度の趣旨を踏まえ、全国で実施する。</p> <p>③なお、「機械類等免税明細書」の提出の省略及び輸入された貨物の自主管理については、同明細書は、税関が免税適用にあたって必要な事項(免税物品の品名、数量、価格、用途、使用場所等)を確認するために必要なものであるが、適正な自主管理が期待できるAEO輸入者(貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令遵守)の体制が整備された者として、あらかじめ税関長の承認を受けた輸入者)であることを条件に、同明細書の提出の省略及び輸入された貨物の自主管理を認めるよう制度・運用を見直すことを検討するので、自治体においては、各事業者がAEO輸入者の資格を取得することについて検討していただきたい(AEOの資格取得については、税関のAEO担当部門に相談していただきたい)。</p>	d	<p>「①減免税物品に関する帳簿」及び「②輸入後に税関が行う事後確認の措置」については了解。</p> <p>「③機械類等免税明細書の提出省略及び輸入された貨物の自主管理」については、AEO輸入者資格の取得が前提とされている。特例措置の効果とAEO輸入者資格取得の負担等との比較考量の上、対応を検討していくので、どのような制度・運用の見直しを検討されているのかご教示いただきたい。</p>	A-2	自治体の要望は実現可能となったことから協議終了。自治体は取組の実現に向けて、関係者と調整等を実施すること。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、財務省と改めて協議を行うこととする。	I
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	356	航空機関係の輸出規制の緩和		D	-	<p>輸出許可手続の簡素化については、指定自治体から「特定の機種、特定の仕向国について該非判定によらずに、一括許可申請が可能となる制度の構築」などの提案を頂いたところ。</p> <p>外国為替及び外国貿易法で規制対象として規定している貨物及び技術は、国際輸出管理レジームにおいて、移転する際に輸出管理を行うことが合意された品目であり、輸出管理を実施するにあたっては、輸出しようとする貨物の該非を確認することが基本となっている。この点を踏まえると、ご提案の制度はいずれも該非判定を行わないことが前提となっているため、実現が困難であると考えている。</p> <p>さらに、輸出貨物を規制の該当、非該当の区別なく申請する制度では、規制品目毎の輸出動向の把握が出来なため、レジームも含めた輸出管理政策上の業務に支障がでることからご提案の制度は導入が困難であると考えられる。</p> <p>なお、輸出者にとっても、同制度の導入により、非該当品も含め全輸出貨物を社内審査・書類保存等の厳格な社内輸出管理の対象とすることとなり、逆に輸出者の負担の増大が懸念されることにも留意が必要である。</p> <p>また、該非判定の省略は困難である一方、簡素化については対応可能であり、4月に公布されたホワイト国限定の包括許可制度や事前相談制度等を利用することにより、社内審査手順の簡素化が図られると考えられるため、適宜活用を検討されたい。</p> <p>上記見解に関する疑義や上記見解を踏まえた新たな提案等があれば、相談されたい。</p>	d	<p>安全保障貿易管理は、輸出しようとする貨物等が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家等にわたり、武器や軍事転用されることを防ぐために行われているものであると理解している。</p> <p>そうした目的で整備された現行の法制度において、リスト規制の対象品については、リスト規制でホワイト国向けの包括許可制度が創設されたことを鑑みると、輸出しようとする貨物等が、どのような用途であるのか、また、仕向け地や最終需要者はどこかという点を確実に確認することが当該制度の核心であると考えている。</p> <p>そのような観点から、担当省庁の見解を踏まえつつ、輸出しようとする貨物が、リスト規制の対象となり得るものすべてについて法の要求を満たす安全保障貿易管理を行うと同時に、リスト規制の対象品目などの品目までかは特定しない形での仕組み等(規制の特例措置)を再構築した上で、提案したいと考えているので、引き続き、協議をお願いしたい。</p> <p>なお、上記のとおり、指定自治体側から担当省庁に提案をすることで、今後の協議を継続していただきたいと考えているが、以下の点については、担当省庁の見解をお聞きしたい。</p> <p>今回、担当省庁の見解として、「レジームも含めた輸出管理政策上の業務に支障がでる」という新たな論点を提示されているが、輸出動向の把握ができないことによる具体的支障は何であるかお示しいただきたい。</p> <p>また、担当省庁の見解として「逆に輸出者の負担の増大が懸念される」とのご意見もいただいているが、特例措置の導入に伴う事務手続きの軽減量は、導入に伴う事務負担の増加量を上回ると考えていることから、特例措置の導入についてご検討いただきたい。</p> <p>(該非判定の社内審査手順の簡素化については、引き続き具体的な助言等をいただきながら、国と地方の協議と並行して検討することとしたい。)</p>	D	自治体の要望は実現可能となったことから協議終了。自治体は取組の実現に向けて、関係者と調整等を実施すること。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省と改めて協議を行うこととする。	I
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	359	工場立地法における重複緑地の算入率拡大及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃							D	自治体の要望は実現可能と明らかになったため協議終了。	I
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	359	工場立地法における重複緑地の算入率拡大及び壁面緑化の面積の算定制限の撤廃		D	-	先の回答における規則には、要綱等の規範も含むと解釈いただくことは問題ない。	a	了解	D	自治体の要望は実現可能と明らかになったため協議終了。	I
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	360	既存工場増築に関わる建築規制の緩和							A-2	自治体の要望は実現可能の方向となったため協議終了。国土交通省は、改正予定内容を可能な限り早期に明確化した上で提案者に説明を行うこと。また、可能な限り早期に措置を講じること。自治体は、国交省からの説明を受けた後、取組が実現できないことが判明した場合は、国土交通省と改めて協議を行うこととする。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	365	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制の全廃	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制を全廃する。	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制の全廃	経済産業省 航空機武器宇宙産業課	航空機製造事業法相2条の2、第2条の3第1項第3号 航空機製造事業法施行規則第7条	Z	-	-	提案者は特区内の事業者が行う完成機体の製造を航空機製造事業法の規制対象から除外するよう求めているが、当該事業者が特区内の事業者であることをもって事業法上定める許可基準に適合しているとは言えないため、国と地方の協議(実務者レベル打ち合わせ)において特定地域のみを対象から除外することは公正性の面で課題があると指摘したところ、提案者は当該地域のみで緩和ができるというロジックを提案できるようにすべく、持ち帰って検討することとなったため。  航空機製造事業法の運用の在り方等については、必要に応じて検討を行うが、今回の御提案は特定の地域を対象としたものであることから、他の地域に立地する事業者との公平かつ具体的な差別化要因の明確化が必要。これについて、これまでの提案主体者からの御説明では、特区内の事業者が航空機製造事業法に基づく事業許可を取得済みである点等を理由として挙げているが、①特区内の許可事業者と他の地域の許可事業者との間における差別化要因の明確化及び②効果検証について伺いたい(4/3)。		d	本提案は、完成機体を航空機製造事業法の規制対象から外すことを提案しているのではなく、特定設備に係る規制のみ全廃を提案するものである。  担当省庁の見解では、航空機製造事業法の運用の在り方等について必要に応じて検討を行うとされているが、総合特区にかかわらず、我が国航空機産業の負担をできる限り軽減した制度として再構築することを基本としつつ、検討に当たっては、以下の視点についても考慮していただきたい。 ①事業の許可申請書に記載することが求められている「特定設備」は、法が制定された昭和27年(GHQによる日本の航空機生産・加工の禁止が解除。戦後の我が国航空機産業の黎明期)当時、事業を行おうとする者が一定の技術水準を有していることを担保するため、国に積極的に関与させることが必要であった制度であったが、今日的にはその意義が薄れており見直しが必要 ②許可の基準の一つ「その許可をすることによって当該航空機又は特定機器の製造又は修理の能力が著しく過大にならないこと」は、法制定時においては、企業間の過当競争の排除のために国によるコントロールが必要であったと考えられるが、今日的には、こうした数量制限による過当競争の防止の意義は薄れており見直しが必要 ③許可の基準の一つ「その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること」については、事業を行おうとする者が備えている必要があることに変わりはないが、今日的には、国の関与の意義は薄れており見直しが必要 ④そもそも航空機製造事業法の許可と、航空法の航空機の耐空証明(第10条)、型式証明(第12条)をすることに当たり、設計、製造過程及び現状について国土交通大臣が検査することとされていることは、重複しており、航空機の安全性の確保は、航空法により担保できると考えるが、そのような視点による安全性の確保の整理が必要  また、上記見直しに時間を要する場合には、現行の規定を前提に、設備投資の効率化という観点以外にも、当地域に航空宇宙産業が集積し、多くの関連企業が許可を受けていることや「国際戦略総合特区」との性格も踏まえつつ、総合特区内においては、航空機製造事業法の許可を受けなければならないのは、事業区分ごとに、新規に事業を実施しようとする者のみとし、一旦許可を取得した後は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときも許可を得ることは要しないことなど、特定設備についての規制の全廃、見直しまたは運用の簡素化についてご検討いただきたい。その際、効果検証に当たって必要な内容等について、ご教示いただきたい。	経済産業省においては、航空機事業法の在り方について、提案する内容が反映できるか等について、引き続き検討をお願いしたい。 指定団体においては、当該地域が他の地域に立地する事業者と公平かつ具体的な差別化要因の明確化について、引き続き検討をお願いしたい。	II

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施、B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	365	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制の全廃		Z	-	-	<p>国と地方の協議(実務者レベル打ち合わせ)において特定地域のみを対象から除外することは公正性の面で課題があると指摘したところ、提案者から地域において事業者に関する差別化要因について提示することは困難であり、全国規制緩和の可能性について検討をお願いしたい旨の返答を得た。                      しかし、それに伴う具体的な提案はなされておらず、また当規制撤廃における効果検証についてもご返答を得られていないため、引き続き提案者の方で検討を続けるとするため。</p>	d	<p>担当省庁の見解では、2月に行われた実務者打合せを踏まえ、「特区内の許可事業者と他の地域の許可事業者との間における差別化要因の明確化について伺いたい」とされているが、地域において検討した結果、事業者に関する差別化要因について提示することは困難であり、全国規制緩和の可能性について検討をお願いしたい。                      そもそも、航空機製造事業法の目的は、「航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによって、国民経済の健全な進行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによって、その生産技術の向上を図ること」(同法第1条)であり、戦後日本の航空産業育成のため、航空機等の製造・修理事業を許可制とすることで過当競争を排除し、製造及び修理の方法を認可事項とすることで生産技術の向上を図るものであると理解している。                      その際、現行の許可基準として、①当該事業の用に供する特定設備が経済産業省令で定める生産技術上の基準に適合すること、②その許可をすることによつて当該航空機又は特定機器の製造又は修理の能力が著しく過大にならないこと、③その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること、の3つが定められているが、②、③については経済的な規制であり、今日的には国の関与の意義が薄れており、撤廃を検討いただきたい。                      また、①に関連しては、同法第6条の製造方法の認可との一本化、あるいは、航空法第10条及び第12条との関係整理による一本化をご検討いただきたい。または、航空機製造事業法施行規則第5条第1号に定める事業区分について、大括りの許可制度とし、生産体制の迅速な整備に資する許可制度とすることをご検討いただきたい。</p> <p>担当省庁の見解も踏まえ、指定自治体側では、例えば、航空機製造事業の許可を受けた者における特定設備の新設・増設・改造に係る許可申請の廃止(あるいは届出制への移行)など、提案内容の再整理も含めて検討をしていくので、引き続き、協議をお願いしたい。</p>	Z	<p>要望の実現に向けて、自治体は提案根拠や提案が実現した際の効果等について更に検討(具体化)を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討(具体化)をした上で、秋以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。</p>	IV